平成２１年（フ）第２８７号
茨城県古河市原町４番12号　エージェックス古河201号、前住所茨城県古河市西町５番55号
債務者　酒巻　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９１号
茨城県古河市諸川1771番地３―202
債務者　菅谷　　琴
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第７４０号
千葉県船橋市前原東５丁目39番17号
債務者　田代　康行
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６６号
千葉市稲毛区山王町109番地５
債務者　佐藤　仁則
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９６号
千葉県市原市菊間2897番地の76
債務者　山口　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３８号
千葉市緑区あすみが丘３丁目37番地８―101
債務者　野地真由美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４５号
千葉市中央区宮崎２丁目９番２号ボーヌンク石橋Ａ－３、住民票上の住所千葉市中央区宮崎２丁目９番２号
債務者　加納　　智
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４７号
千葉県船橋市咲が丘２丁目35番17号
債務者　高梨　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６７号
千葉県市川市日之出22番１―522号　ソフトタウン行徳Ｂ棟
債務者　藤田　吉雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８１号
千葉県千葉市中央区椿森６丁目５番１号　村松荘、住民票上の住所千葉県千葉市中央区椿森６丁目５番１号
債務者　成田　みゑ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区20棟408号
債務者　石山　洋一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０３号
千葉県船橋市本町７丁目15番21号　船橋ゲストハウス101号
債務者　磯部　道博
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２６号
千葉県船橋市前原西６丁目３番１―101号
債務者　小嶋　昭二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３５号
千葉市若葉区千城台北１丁目３番40号
債務者　赤尾　義明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７４号
長野市稲里１丁目14番地14
債務者　近藤　昭男
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
長野市中越２丁目10番９号フレグランス村松202号、前住所長野市吉田４丁目６番24―1208号
債務者　小池　雅史
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５７４号
岐阜県関市稲口774番地１　稲口ハイツ303号室、申立時の住所岐阜県関市西本郷通７丁目２番４―206号
債務者　板津　敏雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岐阜地方裁判所